

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合</p> <p>（１）代表取締役 ①～⑤（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（２）取締役及び取締役会 ①～⑩（略）</p> <p>⑪ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合</p> <p>（１）代表取締役 ①～⑤（略）</p> <p>⑥ <u>代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅲ－１－２において「政府指針」という。）の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を行内外に宣言しているか。</u></p> <p>（２）取締役及び取締役会 ①～⑩（略）</p> <p>⑪ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</p> <p>⑫ <u>取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>⑫ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</p> <p>b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</p> <p>c. 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</p> <p>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたこと</p>	<p>⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p>イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p> <p>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</p> <p>b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</p> <p>c. 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</p> <p>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたこと</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>がないか。 g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</p> <p>Ⅲ－１－２－２ 委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1) 取締役及び取締役会 ①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 監査委員会等 (略)</p> <p>(3) 執行役 (代表執行役を含む。) ①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 銀行の常務に従事する執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p>	<p>がないか。 g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</p> <p>Ⅲ－１－２－２ 委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1) 取締役及び取締役会 ①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u></p> <p>(2) 監査委員会等 (略)</p> <p>(3) 執行役 (代表執行役を含む。) ①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 執行役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を行内外に宣言しているか。</u></p> <p>⑧ 銀行の常務に従事する執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</p> <p>b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</p> <p>c. 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</p> <p>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</p> <p>g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(参考) 経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</p> <p>ロ. 十分な社会的信用</p> <p>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</p> <p>b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</p> <p>c. 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</p> <p>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</p> <p>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</p> <p>g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(参考) 経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>①～③ (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>Ⅲ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 銀行の常務に従事する取締役・執行役が、Ⅲ－１－２－１ (２) ⑫及びⅢ－１－２－２ (３) ⑦に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役の選任議案の決定プロセス等又は執行役の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、法第27条に基づき取締役・執行役の解任を命ずることを検討するものとする。</p> <p>(注) Ⅲ－１－２－１ (２) ⑫及びⅢ－１－２－２ (３) ⑦に掲げる取締役・執行役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役・執行役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定又は執行役の選任に当たっては、まずは銀</p>	<p>④ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」 (平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>Ⅲ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 銀行の常務に従事する取締役・執行役が、Ⅲ－１－２－１ (２) ⑬及びⅢ－１－２－２ (３) ⑧に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役の選任議案の決定プロセス等又は執行役の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、法第27条に基づき取締役・執行役の解任を命ずることを検討するものとする。</p> <p>(注) Ⅲ－１－２－１ (２) ⑬及びⅢ－１－２－２ (３) ⑧に掲げる取締役・執行役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役・執行役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定又は執行役の選任に当たっては、まずは銀</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式 1-1、1-1の2、4-10 参照）。</p> <p>Ⅲ-2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ-2-1 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ-2-1-1 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ-2-1-1-3 監督手法・対応 （1）～（3）（略）</p> <p>（4）自己資本の質の維持・資本政策の確認 資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時（基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行時を含む。）において、以下に関する資料の提出を求めることとする。 イ. 他の資本調達手段との比較において当該資本調達手段を選択した理由 ロ. 今後の資本政策の予定（海外優先出資証券等による代替調達計画を含む。） （注）なお、増資（海外優先出資証券の発行を含む。）のコンプライアンスについては、Ⅲ-3-1-4を参照。</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>（新設）</p>	<p>行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式 1-1、1-1の2、4-10 参照）。</p> <p>Ⅲ-2 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ-2-1 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ-2-1-1 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>Ⅲ-2-1-1-3 監督手法・対応 （1）～（3）（略）</p> <p>（4）自己資本の質の維持・資本政策の確認 資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時（基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券の発行時を含む。）において、以下に関する資料の提出を求めることとする。 イ. 他の資本調達手段との比較において当該資本調達手段を選択した理由 ロ. 今後の資本政策の予定（海外優先出資証券等による代替調達計画を含む。） （注）なお、増資（海外優先出資証券の発行を含む。）のコンプライアンスについては、Ⅲ-3-1-5を参照。</p> <p>Ⅲ-3 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>Ⅲ－３－１－４－１ 意義</u></p> <p><u>反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融機関においては、金融機関自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。</u></p> <p><u>もとより金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。</u></p> <p><u>なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融機関や役員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</u></p> <p><u>①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○組織としての対応</u> <u>○外部専門機関との連携</u> <u>○取引を含めた一切の関係遮断</u>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>○有事における民事と刑事の法的対応</u></p> <p><u>○裏取引や資金提供の禁止</u></p> <p><u>②反社会的勢力のとりえ方</u> <u>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。</u></p> <p><u>Ⅲ-3-1-4-2 主な着眼点</u></p> <p><u>反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。</u></p> <p><u>（1）反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。</u></p> <p><u>① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。</u></p> <p><u>② 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。</u></p> <p><u>③ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。</u></p> <p><u>（2）反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。</p> <p>① 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。</p> <p>② 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築する体制となっているか。また、当該情報を取引先の審査や当該金融機関における株主の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。</p> <p>③ 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。</p> <p>① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。</p> <p>② 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。</p> <p>③ あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅲ-3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-5 不適切な取引等 (略)</p> <p>Ⅳ 銀行持株会社</p> <p>Ⅳ-2 主な留意事項等 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅲ-3-1-4参照)が</p>	<p>(4) <u>反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。</u></p> <p>Ⅲ-3-1-4-3 監督手法・対応</p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第24条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第26条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第26条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第27条に基づく厳正な処分について検討するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-3-1-5 第三者割当増資のコンプライアンス (略)</p> <p>Ⅲ-3-1-6 不適切な取引等 (略)</p> <p>Ⅳ 銀行持株会社</p> <p>Ⅳ-2 主な留意事項等 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅲ-3-1-5参照)が</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>グループ全体に確立されているか。</p> <p>(4)～(7)(略)</p> <p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-1 一般的な事務処理</p> <p>VIII-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p> <p>(1) 監督手法 銀行代理業者の監督に当たっては、II-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。 その際には、VIII-1及びVIII-2を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置及び顧客情報を適正に管理するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。 また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>VIII-4 銀行代理業者</p>	<p>グループ全体に確立されているか。</p> <p>(4)～(7)(略)</p> <p>VIII 銀行代理業</p> <p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>VIII-3-1 一般的な事務処理</p> <p>VIII-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p> <p>(1) 監督手法 銀行代理業者の監督に当たっては、II-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。 その際には、VIII-1及びVIII-2を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。 また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>VIII-4 銀行代理業者</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅷ－４－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅷ－４－２－１ 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等 （１）～（３）（略）</p> <p>（４）上記（１）から（３）のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅢ－３－１－<u>５</u>に準じるものとする。</p> <p>Ⅷ－４－２－２ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>本人確認、「疑わしい取引」の届出義務に関する監督手法・対応に関しては、以下の（１）及び（２）によるほか、Ⅲ－３－１に準じるものとする。</p> <p>（１）検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 52 条の 53 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 52 条の 55 に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>（２）さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、法第 52 条の 56 に基づき、業務停止命令等を発出するものとする。</p> <p>Ⅷ－５ 所属銀行</p> <p>Ⅷ－５－２ 主な着眼点</p>	<p>Ⅷ－４－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅷ－４－２－１ 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等 （１）～（３）（略）</p> <p>（４）上記（１）から（３）のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅢ－３－１－<u>６</u>に準じるものとする。</p> <p>Ⅷ－４－２－２ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>本人確認、「疑わしい取引」の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に関する監督手法・対応に関しては、以下の（１）及び（２）によるほか、Ⅲ－３－１に準じるものとする。</p> <p>（１）検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 52 条の 53 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 52 条の 55 に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>（２）さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、法第 52 条の 56 に基づき、業務停止命令等を発出するものとする。<u>また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。</u></p> <p>Ⅷ－５ 所属銀行</p> <p>Ⅷ－５－２ 主な着眼点</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅷ－５－２－１ 銀行代理業者の選定等に係る留意点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅷ－５－２－２ 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置 (法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置 (施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 5 号、第 7 号)</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>Ⅷ－５－２－１ 銀行代理業者の選定等に係る留意点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 銀行代理業を委託しようとする者が、反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力との関係を遮断する措置をとっているものであるかについて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨に鑑み、十分な検討が行われているか。</u></p> <p>Ⅷ－５－２－２ 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置 (法第 52 条の 58、施行規則第 34 条の 63)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置 (施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 5 号、第 7 号)</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>③ 銀行代理業者に対して、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の理解を遡及し、同指針の趣旨に沿った態勢を整備させるなど、反社会的勢力との関係を遮断する態勢が整備されているか。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p>